

組合員限定

特別!

金利上乘せ定期貯金

得

とくとく定期

【取扱期間】令和8年 4月1日(水)～9月30日(水)

期間中、「得とくとく定期」をご契約いただくと
初回満期日まで

年 **0.575%** (税引後:年0.458%)

の利率で
お預かりします!

対象者

JA福山市で組合員の方(個人の方を対象とします)

※契約日までにJA福山市にて、組合員の新規加入手続きをいただいた方を含みます。

預入対象

新たな資金

種別

スーパー定期貯金(単利型)

預入期間

1年(12ヵ月)

預入単位

10万円以上1,000万円以下(1円単位)

●新たな資金、または普通貯金・定期積金からの振替にて新しく預け入れいただく場合に限りです。定期貯金の再預け入れ、移動店舗、ATM、ネットバンクでの預け入れは対象外となります。●期間は1年、自動継続とします。継続後の利率は、継続時の店頭表示利率となります。●利息は、令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。●金利情勢などによっては取扱期間中に商品内容を変更したり取扱いを中止する場合があります。●中途解約された場合は、当キャンペーンの利率は適用されず、所定の中途解約利率を適用します。●この商品は貯金保険制度の保護対象です。(元本1,000万円とその利息)●ご本人さまの確認書類(運転免許証など)とご印鑑をお持ちください。本人確認書類につきましては、JAの窓口にお問合せください。●通帳式および通帳レスのお取扱いとなります。

JA福山市

※詳しくは、JA窓口およびホームページでご確認ください。
※広告有効期限/令和8年9月30日(水)

組合員限定金利上乗せ定期貯金「得とく定期」

(令和8年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	○自動継続スーパー定期貯金(単利型) 愛称：組合員限定金利上乗せ定期貯金「得とく定期」
2. 募集期間	○令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)
3. 販売対象	○JA福山市で組合員の方(個人に限る) ※契約日までにJA福山市にて、組合員の新規加入手続きをいただいた方を含みます。 ○新たな資金、または普通貯金・定期積金からの振替にて新しく預け入れいただく場合に限ります。 ○定期貯金の再預け入れ、ATM、ネットバンクでの預け入れは対象外となります。
4. 期間	○1年(12か月)
5. 種類	○自動継続(元金継続または元利金継続)
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○10万円以上1,000万円以下 ○1円単位
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払時期 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の約定利率として、年0.575%を満期日まで適用します。 ○この定期貯金は、満期日に前回と同一期間の自動継続スーパー定期貯金(単利型)に自動的に継続します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。 ○令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ○窓口までお問合せください。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のご利用ができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
11. 中途解約時の 取扱い	◇この定期貯金は満期日前解約できません。 やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入期間が6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率 (2) 預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
12. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部貯金課（電話：084-924-2212）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：082-225-1600）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立いただくか、上記当組合金融部貯金課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>14. 個人情報の取扱いに関する重要事項</p>	<p>○当JAは、提供いただいたお客様の下記の個人情報を、以下の目的のため利用いたします。</p> <p>（利用目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・ 新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 <p>○当JAは、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、住所、電話番号等
<p>15. その他事項</p>	<p>○金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

J A福山市